第2号議案

大和都市計画生産緑地地区の変更案について

(大和郡山市決定)

第2号議案 大和都市計画生産緑地地区の変更案について(大和郡山市決定)

1. これまでの経緯

令和2年8月に、電気通信事業者から「生産緑地地区内に携帯電話基地局を設置したい」という申出があり、生産緑地法第8条第4項の規定による行為の通知が提出されました。生産緑地法第8条第4項に規定する公共施設等に該当することから受理し、令和2年9月に携帯電話基地局(公共施設)が設置されました。

生産緑地地区内の農地等の全部または一部が公共施設等の敷地の用に供された場合には、当該部分を生産緑地地区から除外するための都市計画の変更を行うと定められているため、本議案に至ったものです。

2. 根拠法令

〇生産緑地法(生産緑地地区内における行為の制限)

第8条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければしてはならない。<u>ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為</u> (中略)については、この限りではない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 4 生産緑地地区内において<u>公共施設等の設置又は管理に係る行為</u>で第一項各 号に掲げるものをしようとする者は、<u>あらかじめ、市町村長にその旨を通知し</u> なければならない。

3. 変更内容

以下のとおり変更します。本来であれば削除により面積が減少となりますが、 地積更正等により39㎡の増加となります。

	面積	地区数
変更前	約11.95ha	81
変更後	約11.95ha	81

地区番号	地番	変更前 面積(㎡)	地積更正(平成24年) 面積(㎡)	変更後 面積(㎡)
39	西田中町254-1	413	467	467
	西田中町254-4	380	352	352
	西田中町255-1	175	200	188
		968	1019	1007

4. 変更理由

生産緑地地区のうち、携帯電話基地局(公共施設等)の敷地の用に供された部分を 除外するため。

5. スケジュール

(生産緑地法第8条第4項関連)

令和2年8月25日 生産緑地法第8条第4項の規定による行為の通知 受理

令和2年9月23日 工事完了を確認

(生産緑地削除関連)

令和2年10月1日 知事との事前協議

令和2年10月27日 知事との事前協議の回答(支障なし)

令和2年12月1日~15日 案の公告・縦覧(意見書提出なし)

令和3年4月20日 都市計画審議会(本日)

令和3年4月下旬 知事との協議(予定)

令和3年5月中旬 决定告示(予定)

6. 現地の状況





生産緑地

削除部分

